

# 高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) の発生に伴う搬出・移動制限区域 消毒ポイントの設置・運営マニュアルについて

令和6年1月22日策定 畜技第1832号

特定家畜伝染病発生時には、伝染病のまん延を防止のため、消毒ポイントを設置し、車両等によるウイルスの拡散を防止する必要がある。消毒ポイントの設置・運営にあたっては、「大分県特定家畜伝染病県総合対策本部」設置要領、「大分県特定家畜伝染病現地県総合対策本部」設置要領、大分県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫ガイドラインに定めるほか、本マニュアルにより対応する。

なお、内容については適宜見直しを行うこととする。

## ○語句の説明

- ・発生振興局：HPAI 簡易検査陽性確認農場又は発生農場を管轄する振興局
- ・発生家保：HPAI 簡易検査陽性確認農場又は発生農場を管轄する家畜保健衛生所
- ・設置振興局：消毒ポイントを設置する市町村を管轄する振興局
- ・その他振興局：設置振興局以外の振興局

## 1 主な作業及び役割分担

### 1 消毒ポイントの運営に係る時系列での作業

フェイズ0	平時の準備	P3
フェイズ1	簡易検査陽性農場の確認	P4
フェイズ2	消毒ポイントの選定（候補地の中から）	P5
フェイズ3	消毒ポイントの設置	P6
フェイズ4	消毒ポイントの県による運営・開始	P10
フェイズ5	大分県建設機械レンタル協会からの物資の受領	P14
フェイズ6	大分県ペストコントロール協会への業務引継	P14
フェイズ7	大分県ペストコントロール協会への支援	P15
フェイズ8	消毒作業に当たる振興局各班の業務終了	P15
フェイズ9	消毒作業の終了・撤収	P15

※フェイズ1が16:00の場合、フェイズ4は翌日の早朝、フェイズ7への移行を翌日の夜半までに進めることを目標とする。

### 2 主な作業の役割分担

作業/フェイズ	0	1	2	3	4	5	6	7	8・9
コントローラー	局	畜技	畜技	畜技	畜技	畜技	畜技	畜技	畜技
設置	-	-	局・土木・研	局・土木・研	-	-	-	-	-
消毒実施	-	-	-	-	要員	要員	ペスト	ペスト	-
消毒用水供給	-	-	-	-	局or建	局or建	局or建	局or建	-
燃料供給	-	-	-	-	局orガ	局orガ	局orガ	局orガ	-
物資供給	-	-	-	-	局	局	局	局	-
撤収	-	-	-	-	-	-	-	-	局・土木・研

## ○凡例

畜技＝畜産技術室、局＝振興局（設置振興局）、要員＝消毒ポイント要員（その他振興局）、ペスト＝大分県ペストコントロール協会、建＝地元建設業者、ガ＝地元ガソリンスタンド、研＝農林水産研究指導センター及び農林水産研究指導センター水田農業グループ

### (概要)

- 1 「県特定家畜伝染病総合対策本部」が設置されると発生振興局に「現地総合対策本部」が設置される。
- 2 疑似患畜が確認されると、発生農場から半径 3km を移動制限区域、半径 10km を搬出制限区域に設定し、その設定区域を中心に消毒ポイントを選定する。
- 3 管内に消毒ポイントが選定された土木事務所は、現地確認を行い消毒ポイントが設置できるか確認する。
- 4 消毒ポイントの運営は大分県ペストコントロール協会が行うが、ペストコントロール協会に引き継ぎまでの間は、県が消毒ポイントを 24 時間体制で運営する。
- 5 消毒ポイントで用いる動力噴霧器は県下 4 家畜保健衛生所に配備(常時使用のもの)されているものを使用する。
- 6 発生家保以外の家畜保健衛生所から動力噴霧器及び消毒用タンク等の一式を消毒ポイント要員が運搬・設置し、その要員がそのまま消毒用務に就く。(動力噴霧器等の一式を職員 2 名で運搬し、消毒ポイント要員(その他振興局職員)が消毒作業に従事する。)
- 7 農林水産研究指導センター又は農林水産研究指導センター水田農業グループは消毒ポイント看板を運搬・設置し、土木事務所に設置場所の状況等を確認してもらう。
- 8 設置振興局は消毒ポイントの運営を行う。
- 9 大分県ペストコントロール協会に業務引継を行った後、設置振興局は別紙 1 の県が用意する資材・機材を随時供給する。
- 10 畜産技術室は畜産振興課と協議のうえ、振興局毎の協力要請総人数を調整する

### 【県が運営する間の必要人員(12 箇所設置の場合)の例】

- ① 消毒ポイント 2 名/1P×3 クール(8 時間/クール)×12 箇所=72 名必要
  - ・その他振興局から 1 クールあたり 24 名(公用車 12 台)が支援し、優先度の高い 9 箇所開設。
  - ・残りの 3 箇所はペストコントロール協会が到着してから開設。
  - ・ただし、優先的に消毒を開始する必要が 9 箇所を上回る場合には、その他振興局並びに設置振興局職員に追加応援を要請する。
- ② 消毒ポイント総合管理者(振興局総務部総括)
  - ・ポイント設置のある振興局総務部総括 1 名(特定家畜伝染病発生時の各所属連絡窓口となっている総務部の総括)
- ③ 巡回(物資補給・休憩要員)
  - ・設置振興局 2 班 2~4 名(公用車 2 台)
- ④ ペストコントロール協会の人員手配の進捗によって引き継ぎまでの時間は変動するが、各振興局は 1~2 回の人員交代を見込んでおくこと。
- ⑤ 複数地区で同時発生の場合は、優先順位を考慮して人員・資材を分散する。

## 2 フェイズ0 - 平時の準備

### (1) 消毒ポイント設置候補地の選定・確認

ア 各土木事務所は、管轄する市町村外への感染拡大を防止することに重点をおき、道路周辺の状況等を勘案したうえで、消毒ポイント候補地を設定する。

ただし、市街地周辺での発生の場合は設置箇所数が増える可能性がある。

イ 各家畜保健衛生所は、振興局とともに、土木建築部から提供されている消毒ポイント候補地一覧及び初動防疫計画書をもとに、土木事務所及び市町村の協力を得て、主要な消毒ポイント候補地を確認しておく（消毒ポイント数は6～10カ所を想定）。

(ア) 携帯電話の通じない候補地の除外

(イ) 土地所有者の確認

(ウ) 消毒ポイントの設置により地元車両の通行(出入り)に支障が無いか確認 等

(エ) 土木建築部が作成した候補地一覧に示されている場所以外に必要な場所の検討。

### (2) 燃料（ガソリン、軽油、灯油）の確保先の検討

ア 振興局は、大分県ペストコントロール協会（口蹄疫等の発生時における防疫業務に関する協定(H22.12.9)）に業務を引き継いだ後、大分県ペストコントロール協会が自ら燃料を調達出来るよう、対応可能な地元ガソリンスタンドを複数選定しておく。

イ 県が運営する初期段階は、動力噴霧器を使用するため、ガソリンが必要となる。

### (3) 消毒水の確保先の検討

ア 振興局は、消毒水の確保・供給を依頼できる建設業者等を複数選定しておく。

- ・建設業者等の選定にあたっては、土木事務所や大分県建設業協会（口蹄疫等の発生時における緊急対応に係る基本協定(H22.12.9)）各支部の協力を得る。
- ・消毒水の供給については、振興局で契約・支払いを行う。

### (4) 電気工事業者の検討

ア 畜産技術室は、(株)九電工に発電機とプレハブへの電源接続業務を依頼する。なお、振興局は(株)九電工が災害などにより対応できない事態を想定して発電機とプレハブへの電源の接続などの電気工事が可能な事業者を複数選定しておく。

### (5) 各所属準備（備蓄）物

ア 振興局

(ア) 文房具等（3セット用意。以下は1セットあたり）

- ①はさみ1個、②カッター(大)1個、③マジック1個、④ボールペン(黒・赤)各1個、⑤シャープペンシル1個、⑥消しゴム1個、⑦メモ用手帳1個、⑧ガムテープ(布)1個、⑨ティッシュペーパー1個、⑩軍手6人分、⑪使い捨てカイロ適量、⑫ゴーグル曇り止め1個、⑬ゴミ袋90L5枚、⑭消毒ポイントに係る作業マニュアル1枚、⑮別記様式1～4（消毒済み証明書等）適量、⑯長靴※
- ※長靴は作業者が各自準備

イ 家畜保健衛生所（大分市、豊後大野市三重町、玖珠町、宇佐市）

（ア）消毒用資機材（3セット用意。以下は1セットあたり）

①動力噴霧器1セット（消毒用ホース、散布ノズル、吸水ホース、排水ホース、動噴接続用レンチ）、②貯水タンク1個（200L～300L）、③ガソリン携行缶2個、④軽油タンク2個、⑤灯油タンク2個、⑥灯油用燃料ポンプ1個、⑦防護服18セット（ゴーグル・マスク・手袋）、⑧消毒ポイント用仮看板1個、⑨仮看板用解除中マグネットステッカー1個、⑩ホース1本（2m程度）、⑪消毒薬（クリアキル）、⑫計量カップ

ウ 農林水産研究指導センター（豊後大野市三重町赤嶺 2328-8）及び農林水産研究指導センター水田農業グループ（宇佐市北宇佐 65）

（ア）消毒ポイント看板（以下1ポイントあたり）

①消毒ポイント看板（大）2個、②消毒ポイント看板（小）8個、③固定用スタンド（看板用）12個、④おもり（看板用）12個、⑤照明（看板用）8個、⑥マグネット（100m）2枚、⑦マグネット（300m）2枚、⑧マグネット（500m）2枚、⑨マグネット（1km）2枚、⑩マグネット（解除中）8枚、⑪プラスドライバー1個、⑫コーン4個、⑬照明（コーン用）4個、⑭おもり（コーン用）4個、⑮ポリ缶3個、⑯矢印看板2個、⑰マット2枚、⑱運搬用ロープ

エ 土木事務所

（ア）消毒ポイント仮看板

①消毒ポイント用仮看板 10枚  
②仮看板用解除中マグネットステッカー 10枚

（6）担当者の決定

ア 各振興局は設置振興局となった際の消毒ポイント総合管理者及び巡回者を設定するとともに、その他振興局となった際の消毒ポイント担当職員を設定し、当マニュアル等の習熟を促す。

なお、消毒ポイント要員は1クールあたり8時間を想定しており、大分県ペストコントロール協会へ引き継ぐには24時間程度要する。よって3クールとなる見込み。消毒1ポイントあたり消毒ポイント要員は2名である。1振興局が消毒2ポイントへ消毒ポイント要員を派遣する際、2名/1P×3クール（8時間/クール）×2箇所=12名必要

### 3 フェイズ1 ー 特定家畜伝染病発生の簡易検査陽性農場確認

（1）簡易検査陽性判明

ア 畜産技術室は、特定家畜伝染病発生時の各所属連絡窓口者に対し、「消毒ポイント打合せスペース（e-office）」及びロゴチャットのグループを設置・招集し、以後は「消毒ポイント打合せスペース（e-office）」及びロゴチャットにて指示・連絡・報告の基本手段とし、必要に応じて電話での連絡を併用する。

（農林水産企画課、地域農業振興課、新規就業・経営体支援課、畜産振興課・畜産技術室、農林水産研究指導センター、農林水産研究指導センター水田農業グループ、道路保全課、県警警備運用課、県警交通規制課、全振興局、全家畜保健衛生所、全土木事務所、）

- イ 畜産技術室は、大分県ペストコントロール協会に対して協力を要請
- ウ 畜産技術室は、(株)九電工に対して協力を要請
- エ 新規就業・経営体支援課は、大分県建設機械レンタル協会に対して協力を要請

**4 フェイズ2 – 消毒ポイントの選定（候補地の中から）**

(1) 消毒ポイント候補地の選定

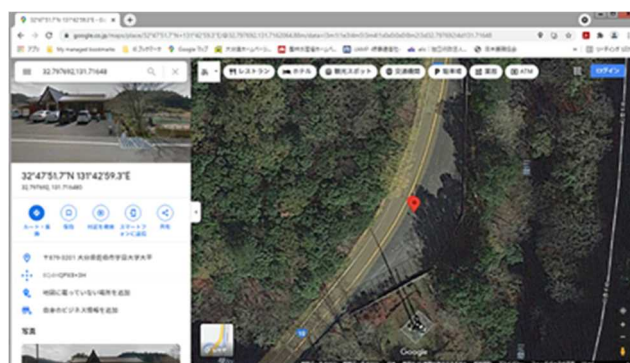
ア 畜産振興課は、畜産技術室、発生振興局、発生家保と協議のうえ、消毒ポイント設置素案を作成

イ 畜産技術室は、アを受けて道路保全課、警備運用課、交通規制課と協議のうえ県総合対策本部に諮る消毒ポイント案を作成

道路保全課が作成している消毒ポイント候補地の他に消毒ポイントの設置が必要な箇所が生じた場合は、畜産技術室が土木建築部道路保全課と協議する。

ウ 畜産技術室は、設置振興局から給油可能なガソリンスタンドの報告を求め、大分県ペストコントロール協会に通知する。

エ 消毒ポイントの位置確認は、土木建築部から提供されているポイント一覧の現地写真及び座標を活用すること。(例：x座標 32.797692、y座標 131.71648 の場合、google map に x座標と y座標の間に「, (カンマ)」を入力 32.797692, 131.71648 して位置を検索



(2) 消毒ポイント候補地の決定及び現地確認

ア 消毒ポイント候補地の決定

畜産技術室は、県総合対策本部会議において消毒ポイント候補地が決定され次第、各所属と情報共有する。

イ 土木事務所は消毒ポイント候補地の現地確認を行い、結果を道路保全課に報告する。土木事務所は現地確認の際、消毒ポイント設置予定箇所に消毒ポイント仮看板（解除中マグネット貼付）を設置する。（各ポイント1枚）

- 【土木事務所の準備（備蓄）物】**
- ① 消毒ポイント看板（10枚セット×設置箇所数）
  - ② 解除中マグネットステッカー10枚×設置箇所数

ウ 消毒ポイント設置の順番

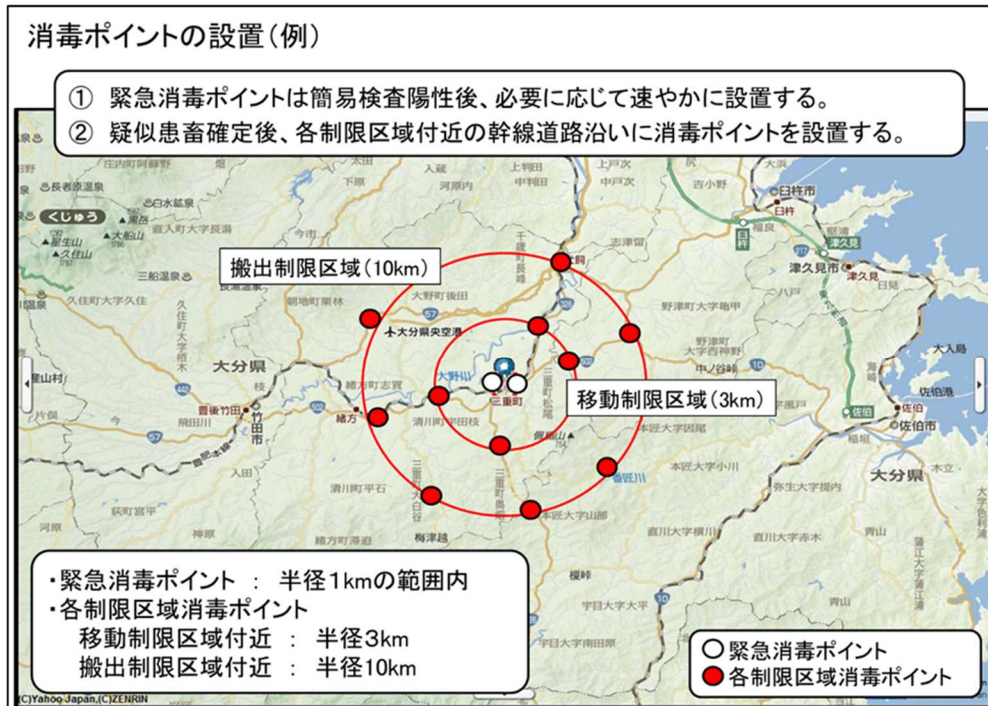
畜産技術室は、畜産振興課と協議のうえ、消毒ポイント開設の順番を決定し、各所属と情報共有する。

### ※消毒ポイント開設順決定の考え方

国のガイドラインに従い以下の順番で設置する。

- ① 移動制限区域(半径 3km)
- ② 搬出制限区域(半径 10km)のうち幹線道路
- ③ その他のポイント

エ 設置振興局長は、道路管理者に道路占用許可申請を行うとともに警察署に道路使用許可申請を行う。(土木事務所は申請書作成の補助、助言を行う)



## 5 フェイズ3 - 消毒ポイントの設置

(1) 消毒ポイント資機材の準備【各所属準備物】

ア 設置振興局

(ア) 別記様式1~4(消毒済み証明書等)

(イ) ゴミ袋90L(消毒ポイントプレハブで防護服等を処分するためのもの)

イ その他振興局(消毒ポイント要員)

文房具等(3セット。以下は1セットあたり)

- ①はさみ1個、②カッター(大)1個、③マジック1個、④ボールペン(黒・赤)各1個、⑤シャープペンシル1個、⑥消しゴム1個、⑦メモ用手帳1個、⑧ガムテープ(布)1個、⑨ティッシュペーパー1個、⑩軍手6人分、⑪使い捨てカイロ適量、⑫ゴーグル曇り止め1個、⑬ゴミ袋90L5枚、⑭消毒ポイントに係る作業マニュアル1枚、⑮別記様式1~4(消毒済み証明書等)適量、⑯長靴※  
※長靴は作業者が各自準備

ウ 発生家保以外の家畜保健衛生所

消毒用資機材（3セット。以下は1セットあたり）

①動力噴霧器1セット（消毒用ホース、散布ノズル、吸水ホース、排水ホース、動噴接続用レンチ）、②貯水タンク1個（200L～300L）、③ガソリン携行缶2個、④軽油タンク2個、⑤灯油タンク2個、⑥灯油用燃料ポンプ1個、⑦防護服18セット（ゴーグル・マスク・手袋）、⑧消毒ポイント用仮看板1個、⑨仮看板用解除中マグネットステッカー1個、⑩ホース1本（2m程度）、⑪消毒薬（クリアキル）、⑫計量カップ

※②は2人が持ち運べるだけの水を入れる。③、④、⑤は燃料を満タンにする。

エ 農林水産研究指導センター及び農林水産研究指導センター水田農業グループ

看板等（以下は1ポイントあたり）

①消毒ポイント看板（大）2個、②消毒ポイント看板（小）8個、③固定用スタンド（看板用）12個、④おもり（看板用）12個、⑤照明（看板用）8個、⑥マグネット（100m）2枚、⑦マグネット（300m）2枚、⑧マグネット（500m）2枚、⑨マグネット（1km）2枚、⑩マグネット（解除中）8枚、⑪プラスドライバー1個、⑫コーン4個、⑬照明（コーン用）4個、⑭おもり（コーン用）4個、⑮ポリ缶3個、⑯矢印看板2個、⑰マット2枚、⑱運搬用ロープ

※⑮は水を満タンにする。

(2) 消毒ポイント資材の運搬・設置

ア 設置振興局

(ア) 畜産技術室は大分県ペストコントロール協会に業務を引き継ぐまでの間の消毒ポイント要員名簿を作成し、それを現地対策本部と共有する。設置振興局は随時消毒ポイントの巡回を行い、別記様式1～4（消毒済み証明書等）ゴミ袋90L（消毒ポイントプレハブで防護服等を処分するためのもの）の供給やゴミの回収を行う。

(イ) 消毒ポイントが10箇所以上設置される場合、基本的には9箇所以内を先に開設し、残りの箇所はペストコントロール協会の到着を待って開設する。

10箇所以上を早期に開設する必要がある場合にはその他振興局及び設置振興局職員に追加応援を要請し、対応する。

イ その他振興局（3～5振興局）

(ア) 畜産技術室は、その他振興局に応援要請する。畜産技術室がその他振興局へ消毒ポイント要員名簿を送付し、振興局は局内で消毒ポイント要員を調整し、畜産技術室へ要員名簿を提出する。畜産技術室は各振興局から提出された名簿を整理し、消毒ポイント要員を決定する。畜産技術室は消毒ポイント要員を輩出する振興局へ要員名簿確定版（行程表等を含む）を送付し、振興局は消毒ポイント要員へ連絡する。なお、消毒ポイント設置後、消毒開始を待って消毒作業に従事してもらうこととなるので、各車2名対応すること。

(イ) 消毒ポイント要員は、所属の各振興局から以下の資機材を公用車に積み込み、その後、行程表に記載のある家畜保健衛生所から以下の資機材を積み込み、指定された消毒ポイントへ向かう。なお、振興局出発時、家畜保健衛生所到着・出発時、消

毒ポイント到着時にロゴチャットでその旨、報告を行う。

(ウ) 発生家保以外の家畜保健衛生所は、ロゴチャットにて共有された行程表を確認し、下記必要資材をセット数分、準備する。

振興局で積み込むもの

第1クルールの職員 文房具等 (以下は1セットあたり)

①はさみ1個、②カッター(大)1個、③マジック1個、④ボールペン(黒・赤)各1個、⑤シャープペンシル1個、⑥消しゴム1個、⑦メモ用手帳1個、⑧ガムテープ(布)1個、⑨ティッシュペーパー1個、⑩軍手6人分、⑪使い捨てカイロ適量、⑫ゴーグル曇り止め1個、⑬ゴミ袋90L5枚、⑭消毒ポイントに係る作業マニュアル1枚、⑮別記様式1~4(消毒済み証明書等)適量、⑯長靴※  
※長靴は作業者が各自準備

家畜保健衛生所で積み込むもの

第1クルールの職員 消毒用資機材 (以下は1セットあたり)

①動力噴霧器1セット(消毒用ホース、散布ノズル、吸水ホース、排水ホース、動噴接続用レンチ)、②貯水タンク1個(200L~300L)、③ガソリン携行缶2個、④軽油タンク2個、⑤灯油タンク2個、⑥灯油用燃料ポンプ1個、⑦防護服18セット(ゴーグル・マスク・手袋)、⑧消毒ポイント用仮看板1個、⑨仮看板用解除中マグネットステッカー1個、⑩ホース1本(2m程度)、⑪消毒薬(クリアキル)、⑫計量カップ  
※②は2人が持ち運べるだけの水を入れる。③、④、⑤は燃料を満タンの状態。

※上記の家畜保健衛生所で積み込む資材は、以下の写真のとおり。



ウ 消毒ポイント誘導看板設置

(ア) 農林水産研究指導センターまたは水田農業グループは、地域農業振興課の指示により、必要な資材の積み込みを行うとともに、消毒ポイント到着予定時刻をロゴチャットで報告する。

(イ) 農林水産研究指導センターまたは水田農業グループは、消毒ポイントを管轄する土木事務所へ連絡し、集合時間・場所の調整を行う。

(ウ) 農林水産研究指導センターまたは水田農業グループは消毒ポイントへ運搬し、到着次第、その旨、ロゴチャットで報告する。

(エ) 農林水産研究指導センターまたは水田農業グループは、消毒ポイントに看板を設置(看板には解除中マグネットステッカー貼付、電灯を装着)する。



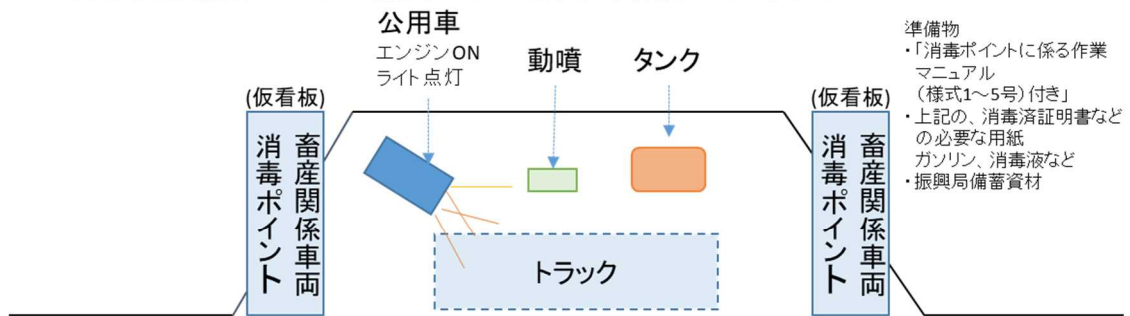
(オ) 農林水産研究指導センターまたは水田農業グループは看板が設置でき次第、土木事務所に立会確認をしてもらい、問題なければロゴチャットで報告する。もし土木事務所が現地確認した上で、警察署から看板の設置場所などについて指導があった場合は、それに従い再配置する。

- 【集合場所候補地】
- ① 国東土木(東部振興局)、②別府土木、
  - ③ 大分土木(中部振興局)、④臼杵土木
  - ⑤ 佐伯土木(南部振興局)、
  - ⑥ 竹田土木(豊肥振興局)、⑦豊後大野土木、
  - ⑧ 日田土木(西部振興局)、⑨玖珠土木、
  - ⑩ 北部土木(北部振興局)、⑪中津土木、⑫豊後高田土木

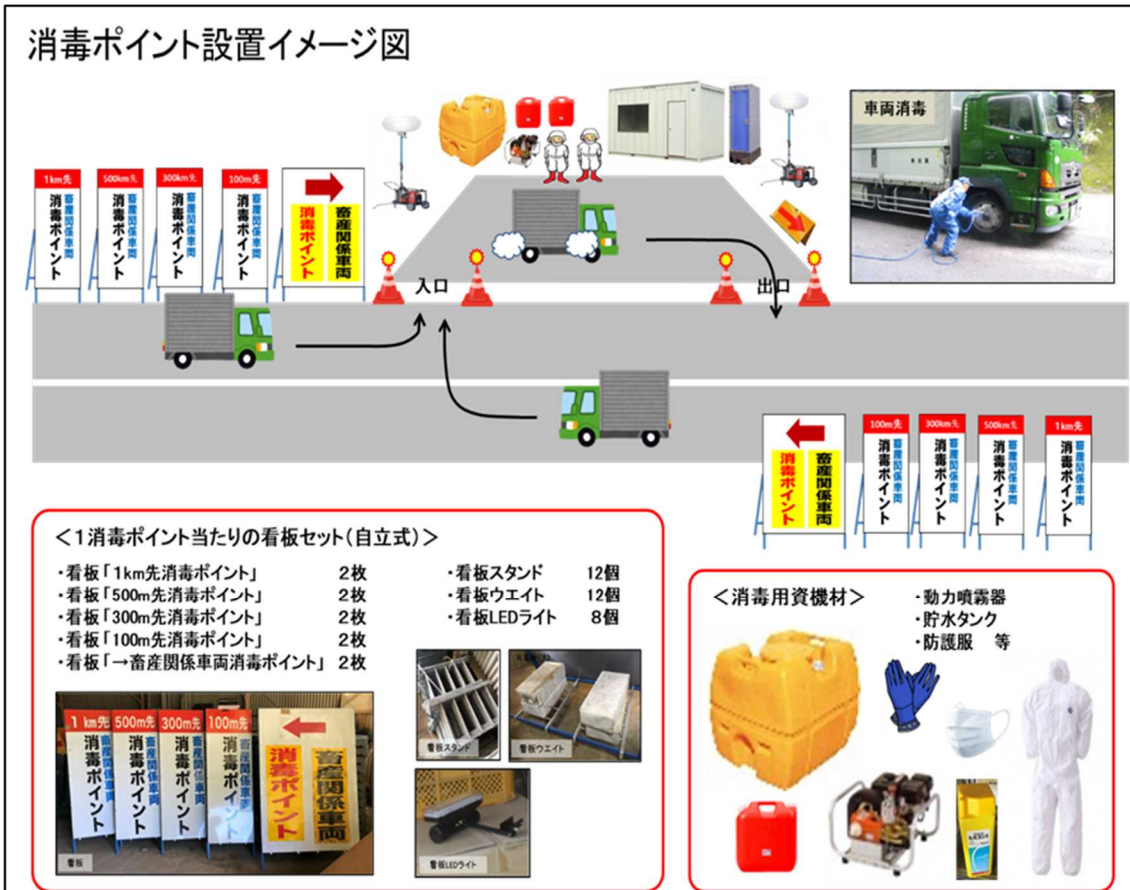
消毒ポイント設置イメージ

【第1段階】(県(振興局)が運営する初期の段階)

大分県建設機械レンタル協会からの物資到着前の消毒ポイント



【第2段階】



(3) 消毒ポイントの変更・追加

県総合対策本部会議により、設置場所や数に変更が生じた場合には畜産技術室から設置振興局にその都度連絡する。

(4) 消毒ポイントの移動

ア 移動にあたっては、畜産技術室が、該当振興局、道路保全課並びに県警警備運用課、県警交通規制課と協議のうえ決定する。

イ 畜産技術室は、該当振興局に連絡し、対応を依頼する。

ウ 該当振興局は、管轄土木事務所と連絡・調整のうえ対応する。

エ 畜産技術室は、ペストコントロール協会に連絡する。

オ 畜産技術室は、新規就業経営体支援課を通じて大分県建設業レンタル協会に連絡する。

カ 畜産技術室は、地域農業振興課を通じて農林水産研究指導センター及び水田農業グループに協力を要請する。

## 6 フェイズ4ー 消毒ポイントの県による運営・開始

(1) 県総合対策本部の指示を待って消毒を開始。

疑似患畜が確定し、県総合対策本部長（知事）から防疫措置開始の指示が出されてから消毒開始。消毒開始時間は畜産技術室からロゴチャットで連絡。

(2) 消毒ポイント要員は消毒を開始したら、その旨ロゴチャットで報告。なお、消毒開始次第、看板の「解除中ステッカー」を剥がす。消毒は「消毒ポイントに係る作業マニユ

アル」に従う。

(3) 設置振興局は、管内全ての消毒ポイントを管理・運営し、防護服や消毒用水、消毒液などの消毒に係る資材を供給する。

ア 防護服、消毒液は家畜保健衛生所に保管されているものを使用

イ 証明書などは、振興局でコピーして準備。

ウ ゴミの回収（最低でも2日に1回の頻度）

(4) ペストコントロール協会に引き継ぐまでの間、消毒ポイント要員が消毒作業を行う。

(5) レンタルのプレハブが到着するまでは、雨天時の待ち時間は公用車内で待機するなど対応を検討すること

(6) 設置振興局は、2班 2~4名(公用車2台)を不足物資の補給や休憩等のために配置し(物資補給・休憩要員)、適宜交代して消毒ポイント要員がトイレ休憩や食事休憩を出来るように配慮する。

**【消毒対象車両】**（「消毒ポイントに係る作業マニュアル」から）

以下に示す畜産関係車両及び防疫作業車両を対象とする。必要に応じて一般車両も対象とする。

**【畜産関係車両】**

- ・家畜（偶蹄類、家きん類）の輸送車両
- ・家畜（偶蹄類、家きん類）の飼料の輸送車両
- ・家畜生産物（生乳、卵等）の輸送車両
- ・敷料、堆肥等の運搬車両 等

**【防疫作業車両】**

- ・防疫資材等を各作業場へ運搬する車両
- ・その他防疫作業に関係し、病原体の汚染されている可能性のある車両等

**【一般車両】**

- ・区域を往来する上記以外の車両（状況に応じて消毒を実施する可能性あり）

**【消毒作業手順】**（「消毒ポイントに係る作業マニュアル」から）

1 作業前準備

- (1) 消毒作業開始30分前までに集合する。
- (2) 防護服、長靴を着用し、待機する。
- (3) 消毒液の準備を行う。

① 水に消毒薬を投入



水の量を確保し、消毒薬容器に記載された希釈倍率に従い、消毒薬を投入する。



溶液全体をかき混ぜ薬剤を溶かすとともに濃度を均等にする。

②水の補充（消毒液を希釈するための水の取水場所及び貯水状況の確認）

（４）動力噴霧器の動作確認を行う。

① 燃料の確認と補充

② 動力噴霧器に添付された取扱説明書に従い始動し、正常に動作するか確認

（５）様式の確認を行う。

各様式の有無の確認

## ２ 作業開始

（１）記録係

ア 運転手に家畜伝染病予防法等に基づき、防疫のために車両等の消毒を実施していることを説明し、消毒の協力を求める。

イ 「車両消毒実施記録表」（別記様式１）に必要事項を記録し、「車両消毒済証明書」（別記様式２）を作成する。

ウ 消毒終了後、車両消毒済証明書を運転手に渡す。



（２）消毒係

ア 手袋、マスク、ゴーグル（必要に応じて）を着用する。

イ 対象車両を消毒ポイントに誘導する。（必要な場合）

ウ 協力への了承が得られたことの確認後、消毒を実施する。



- ・地面と接するタイヤの表面とともにフェンダー内の消毒を行う。
- ・泥等が付着している場合は洗い落とす。



- ・車両全体の消毒を行う。車底部についても可能な範囲で消毒液を吹きかける。
- ・荷台に家畜や飼料等の積荷がある場合は、直接消毒液がかからないように注意する。

(3) 消毒終了後、動力噴霧器を停止する。

### 3 作業記録

- (1) 「消毒ポイント作業記録簿」(別記様式4)に作業状況とともに実施台数を記録する。
- (2) 作業者は、1日(前日8時～当日8時)の車両消毒台数を取りまとめ、翌日の8:00までに振興局に報告する。振興局は、各消毒ポイントの車両消毒台数を取りまとめ畜産技術室へ報告する。
- (3) 業務をペストコントロール協会に引き継いだ後は、大分県ペストコントロール協会を通じて畜産技術室がとりまとめ、振興局に報告する。

### 4 作業終了

- (1) 交代時には、作業内容や状況を、次の班に伝達する。
- (2) 防護服、手袋等は使い捨てなので、使用後は、防衛資材用ゴミ袋に廃棄する。また、使用後は「消毒関係消耗品等使用簿」(別記様式3)に記録する。

### 5 その他

- (1) 作業者は消耗資材(防護服、マスク、手袋及び消毒薬)を常に確認し、不足しそうな場合は事前に(設置振興局総務部総括)に連絡し補充する。  
(原則8:30～17:00の間)  
設置振興局の巡回担当職員は、防疫服、マスク、手袋及び消毒剤を家畜保健衛生所で受け取り、補充する。
- (2) 誘導看板等に異常があった場合、すぐに設置振興局総務部総括に連絡する。  
設置振興局は農林水産研究指導センターまたは水田農業グループ、管轄土木事務所と連携し、異常を解消する。

## 7 フェイズ5 ー 大分県建設機械レンタル協会からの物資の受領

- (1) 新規就業・経営体支援課は大分県建設機械レンタル協会に対して、運搬する機材（業者）及び出発時間が分かり次第報告するように求め、消毒ポイントを管轄する土木事務所等に集合し、消毒ポイントに向かうよう指示する。
- (2) 新規就業・経営体支援課は、到着する機材（業者）及び時間が決まり次第、土木事務所及び設置振興局に通知する。
- (3) 設置振興局は管轄土木事務所と連絡、調整のうえ大分県建設業レンタル協会による資材の設置を指示する。なお、大分県建設業レンタル協会から対応していただく業者数は1社ではなく複数の業者に分かれる場合もあることに留意すること。
- (4) 土木事務所は消毒ポイントに大分県建設業レンタル協会が以下資材を設置後、設置状況の確認を行う。
- (5) ストープや貯水タンクなど必要数手配できない物資が発生した場合、新規就業・経営体支援課から各振興局に連絡し、振興局物品（備品）の貸出しなど柔軟な対応を求める。
- (6) 基本的な手配物品は以下のとおり。消毒ポイント要員が資材を受領すること（作業従事者は手配内容を直接新規就業・経営体支援課に確認しても良い。なお、運用を開始していない消毒ポイントがある場合には、設置振興局が資機材を受領する。）

### 【手配資材】

プレハブ事務所1式、発電機1個、投光器2個、貯水タンク1個、机2個、椅子4個、ストープ1個

（備考）簡易トイレは大分県ペストコントロール協会が手配。

- (7) 電気工事業者が電気工事を実施しプレハブ事務所に通電。

## 8 フェイズ6 ー 大分県ペストコントロール協会への業務引継

- (1) 畜産技術室はペストコントロール協会への引き継ぎ予定日時がわかり次第順次、ログチャットにて情報共有する。
- (2) 畜産技術室はペストコントロール協会の人員手配の都合により、引き継ぎが遅くなるポイントが発生する場合は、都度情報共有し、関係者（農林水産企画課等）と人員確保等について協議する。
- (3) 消毒業務の委託は、複数の業者にまたがるため、消毒業務について十分周知できていない可能性を考慮し、引き継ぎの際には、十分に業務の説明を行うこと。
- (4) 消毒ポイント要員は、業務引継後、県が運営する初期段階で準備した以下の資機材を回収・返却し、次回の発生に備える。

### ア 家畜保健衛生所へ返却するもの

①動力噴霧器一式、②貯水タンク（レンタル協会のタンクが到着していなければ、置いておく）、③ガソリン携行缶2個、④軽油タンク2個、⑤灯油タンク2個、⑥灯油用燃料ポンプ1個、⑦消毒ポイント用仮看板1個、⑧仮看板用解除中マグネットステッカー1個、⑨ホース1個

### イ 振興局へ返却するもの

①文房具類一式

### ウ 土木事務所へ返却するもの

①消毒ポイント用仮看板1個、②仮看板用解除中マグネットステッカー1個

なお、防護服、消毒液、マニュアル、証明書等の用紙はそのまま引き継ぐ。県の燃料

タンクはペスト協会の燃料タンクが空であれば、それに移す。県の貯水タンクに入っている消毒用水は可能であればレンタル協会の貯水タンクに移す。なお、レンタル協会の貯水タンクが到着してなければ、そのまま置いておく。

- (5) 動力噴霧器は原則ペストコントロール協会が準備するが、準備できなかった場合は家畜保健衛生所のものを貸与し、その旨を畜産技術室に連絡すること。あらかじめ把握できれば事前に畜産技術室から振興局に連絡する。

## 9 フェイズ7 - 大分県ペストコントロール協会への支援

- (1) 各消毒ポイントからの定時連絡（消毒台数前日 8:00～翌日 8:00 の間の消毒台数）については、大分県ペストコントロール協会を通じて畜産技術室が取りまとめて振興局と共有する。
- (2) 要供給資材については、大分県ペストコントロール協会を通じて畜産技術室が取りまとめ、設置振興局に補充を依頼する
- (3) 県との委託契約における必要資材と資材の準備主体は別紙1の※印のとおり。  
なお、業務を請け負う会社によっては、ゴーグル、マスク、手袋の供給は不要な場合がある。
- (4) 振興局は適宜巡回調査（ゴミの回収もあるため、最低2日に1回の頻度）を行い、業務が適切に行われているか確認し、不適切な対応などが見られた場合には畜産技術室に報告する。
- (5) 消毒ポイントとの連絡が必要な場合は、畜産技術室に連絡すること。ペストコントロール協会を通じて連絡を取ることとする。
- (6) 各消毒ポイントにおける燃料の調達は、原則として大分県ペストコントロール協会が行うこととするが、設置振興局は、燃料の供給（配達）が可能なガソリンスタンドの確保について協力する。

## 10 フェイズ8 - 消毒作業に当たる振興局各班の業務終了

- (1) 消毒作業に従事する消毒ポイント要員は、大分県建設業レンタル協会からの資機材の受領及び大分県ペストコントロール協会への業務引継ぎが終わったら、ロゴチャットにて随時報告し、畜産技術室の指示に従って業務を終了すること。

## 11 フェイズ9 - 消毒作業終了・撤収

- (1) 撤収日時が決まり次第連絡。原則、農場から離れた消毒ポイントから順に閉鎖する。
- (2) 使用した資機材は、搬入所属が搬出元に返却すること。
- (3) 畜産技術室は、消毒ポイント設置場所を管轄する市町の清掃所管課に簡易トイレの汲み取り業者を聞き、ペストコントロール協会に情報提供する。
- (4) 設置振興局は、全て撤収が終わった後、現地に残されているものがないかなどの確認を行うこと。

別紙1

ペストコントロール協会との委託契約に係る消毒ポイント資機材調達リスト

(消毒1ポイント当たり)

資機材名	区分	調達者
※防護服	防疫資機材	甲
※手袋		
※消毒薬		
※ゴーグル		
※マスク		
※消毒用水		
※燃料タンク（ガソリン・軽油・灯油） 2個ずつ		
※作業マニュアル		
※記入様式		
※◎貯水タンク（300L程度） 県用・ペスト協会用		
※看板	一般資材	乙
◎倉庫事務所（プレハブ）	機材	
◎テント		
◎机		
◎椅子		
◎発電機		
◎投光器		
◎ストーブ		
◎ストーブ		
長靴	防疫資機材	
燃料タンク（ガソリン・軽油・灯油） 2個ずつ	一般資材	
動力噴霧器		
ガムテープ		
マジック		
筆記用具	機材	
時計		
軽トラック		
簡易トイレ		

※印は、県が供給

◎印は県が大分県建設機械レンタル協会から借入



(別記様式1)

### 車両消毒実施記録

消毒ポイント番号【           】

実施年月日           年   月   日

実施番号 ※	実施 時間	業者				経路		実施者
		運搬業者名	連絡先	車両番号	積荷	出発地	目的地	

※別記様式2（車輛消毒済証明書）の実施番号と同じ番号にする。

(別記様式2)

【実施番号：                   —                   】

## 車両消毒済証明書

消毒ポイント番号

車 両 番 号

消毒年月日及び時間       年    月    日    時    分

上記の車両を消毒したことを証明する。

大分県

消毒実施者

(別記様式3)

### 消毒関係消耗品等使用簿

消毒ポイント番号【           】

上段：使用数 下：残数

	消毒薬	防護服 (着)	マスク (個)	手袋 (組)	その他	確認者 (確認時間)
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						

(別記様式4)

## 消毒ポイント作業記録簿

消毒ポイント番号【           】

日付	記録欄		記録者
	作業内容、引き継ぎ事項等	消毒台数	
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			